

BUNBUN GARDEN 学芸大学園 利用規約

【主旨】

第1条

「BUNBUN GARDEN 学芸大学園」保育サービスとは、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第59条の2第1項に規定する施設である小規模認可保育施設「BUNBUN GARDEN 学芸大学園」が行う保育業務をいいます。

【定義】

第2条

当約款において次のように用語を定めます。

- ・園 → BUNBUN GARDEN 学芸大学園
- ・保育サービス → 「BUNBUN GARDEN 学芸大学園」保育サービス
- ・児童福祉法 → 児童福祉法 昭和22年法律第164号
- ・幼児 → 生後90日から3歳になる年の年度末まで
- ・利用者 → 保育サービスの契約を申し込む者。幼児の保護者。
- ・園児 → 実際に保育サービスの提供を受ける幼児
- ・平日 → 月曜日から金曜日まで
- ・通常保育時間 → 平日・土曜日：午前7時30分から午後6時30分まで

【名称等】

第3条

施設の名称等を次の通りとします。

- ・名称 → BUNBUN GARDEN 学芸大学園
- ・所在地 → 東京都目黒区鷹番3-14-4 グリーンヒルズ101
- ・連絡先 → 03-6412-8332
- ・施設長 → 小野 聡子
- ・管理者 → 飯山 古都美

設置者を次の通りとします。

- ・名称 → 株式会社A'z a a s .
- ・所在地 → 東京都目黒区中央町2-40-8 長瀬ビル2階
- ・連絡先 → 03-6869-5544

【目的】

第4条

保育サービスは、幼児の保護者の委託を受けて、この保護者に代わって当該幼児を保育することにより、専門知識を有する保育士等の立場から幼児の健全な発育を促すとともに、保護者に対する適切な指導・支援を行うことで、その保護者の育児に関わる心身の負担を軽減し、保護者と幼児のゆとりある家庭環境の構築に寄与すること、また、地域環境に密着した保育サービスを提供することにより、保護者と幼児の地域への愛着心の養成に寄与することを目的とします。

【営業年度、営業日 及び 休業日】

第5条

園の営業年度を4月1日から3月31日とします。

第6条

園は、毎週日曜日及び祝日を休業日とします。また、年末年始休業日を定めます。この休業日については当該年度の営業年度中に定め、その日程を公表します。

第7条

保育サービスの実施日は第6条を除く日とし、これを営業日とします。また各保育サービスの実施時間を営業日の午前7時30分から午後6時30分までとし、この実施時間を営業時間とします。

【利用者の定員】

第8条

施設の定員を原則12名とします。

【契約の申し込み】

第9条

利用者は、本約款を承諾した上で、次の各号に掲げる書類を園に提出するものとします。

- ・児童票
- ・お子様の食に関する管理票
- ・食物アレルギー管理票
- ・生活管理指導表
- ・送迎者登録カード
- ・おやくそくごと
- ・個人情報同意書

喘息・アレルギーなど先天的体質がある幼児に関しては、正確な情報の記入を行うものとします。又、医師が園での特別な対応を必要と判断した場合、園が医師の診断や指示が必要と判断した場合は、医師による生活管理指導表や診断書等の提出をするものとします。

- ・その他、園が必要と認める書類

前項の契約の申し込みは、保育幼児1名ごとに提出が必要なものとします。

【契約事項の変更】

第10条

利用者は、第9条の書類に記載した事項に変更があった場合は、速やかにその変更について、変更届及び園が必要と認める書類を添えて、園に届け出るものとします。

利用者が前項についての申請を怠った場合により受けた利用者の損害を、利用者は園に請求することはできません。

また、利用者が前項についてその申請を怠った場合により受けた園の損害を、園は利用者には請求することができないものとします。

【園の契約の解除】

第11条

園は、利用者が第14条の規定により保育サービスの利用の停止を受けた場合において、園が期間を定めた催告を利用者に行ったにも関わらずその事由が解消されないときは、園所定の方法によりあらかじめ利用者に通知を行った上で、当該保育サービスの契約を解除できるものとします。この場合において、利用者の一切の債務は、当然に期限の利益を喪失し、残存債務の全額を直ちに支払うものとします。

【利用者の契約の解除】

第12条

利用者は、保育サービスの契約を解除しようとする場合は、保育サービスの契約の解除をしようとする月の前月10日までに、園に届け出るものとする。

【保育サービスの中止】

第13条

園は、次の各号のいずれかに該当する場合は、保育サービスを中止することができるものとします。

- ・ 園の施設又はその周辺に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合
- ・ 保育サービスを中止する旨の官公署の命令があった場合
- ・ その他保育サービスを提供することに著しい支障がある場合

【保育サービスの利用の停止】

第14条

園は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、何ら責任を負うことなく、利用者の保育サービスの利用を停止することができるものとします。

- ・ 保育サービスの利用の契約に関し虚偽の事項を通知したことが判明した場合
- ・ 破産手続きの開始又は再生手続きの申し立てがあった場合
- ・ その他この約款上の義務を現に怠り、又は怠る恐れがある場合

園は、保育サービスの利用を停止する場合は、あらかじめその理由、停止する日又は期間、若しくは停止を解除する条件を利用者に通知します。ただし、緊急を要する場合は、この限りではありません。

園は、停止に至った事由が解消されたと園が認めた場合は、利用者の保育サービスの利用を再開することができるものとします。

【園の責任】

第15条

園は、保育サービスの実施にあたり、三井住友海上と賠償責任保険を締結し、園が利用者又は保育幼児に損害を与えた場合は、これらの保険契約の範囲内で、その損害に対し賠償責任を負うものとします。

【園児の受け入れ】

第16条

登園時に37.5度以上の熱がある場合は、園児の受け入れはしないものとします。

また、登園時に熱が37.5度未満であっても、園児の様子が著しく悪い場合は受け入れないものとします。保育サービス中に37.5度を越えて園児の様子が良くない場合、利用者もしくは予め登録された近親者に連絡の上、お迎えに来て頂くものとします。その他体調不良の場合も同様とします。

【怪我、病気の対応】

第17条

万が一事故が発生した場合、利用者に連絡の上、園指定の病院／医院にて診察をする場合があります。

第18条

与薬に関して、原則園では行わないものとします。

第19条

感染症に罹患した場合は、登園不可とします。また、登園を再開する場合は、周囲への感染力がないことおよび完治したという医師の診断と証明書を必要とします。

医師の証明書が必要なものは以下の通り：インフルエンザ・百日咳・麻疹（はしか）・風疹（三日はしか）・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）・水痘症（みずぼうそう）・咽頭結膜熱（プール熱・アデノウイルス）・結核・腸管出血性大腸菌感染症（0157・026・0111等）・流行性角結膜炎（はやり目、アデノウイルス）・急性出血性結膜炎（エンテロウイルス）・新型コロナウイルス感染症

医師の診断を受け、保護者による登園届が必要なものは以下の通り：手足口病・嘔吐下痢症・ノロウイルス感染症・ロタウイルス感染症・アデノウイルス感染症・伝染性膿痂しん（とびひ）・溶連菌感染症（溶血性レンサ球菌）・マイコプラズマ肺炎・伝染性紅斑（りんご病）・ヘルパンギーナ・RSウイルス感染症・帯状疱疹（ヘルペス）・突発性発疹・その他

【利用者の責任】

第20条

利用者は、故意又は過失により園に損害を与えた場合は、その損害に対し賠償責任を負うものとします。利用者は、保育サービスの利用に関連し、他の契約者又は第三者に対して損害を与えたものとして、当該契約者又は第三者から何らかの請求がなされ、又は訴訟が提起された場合は、自らの費用及び責任において当該請求又は訴訟を解決するものとし、園を一切免責するものとします。

【約款の変更】

第21条

園は、一定の予告期間を以って園のホームページその他園所定の方法にて告知することにより、この約款を変更することができるものとします。この場合において、第14条に基づく契約の解除の届け出が園に対してなされないときは、利用者はかかる変更について承諾があったものとします。

【法に基づく表示】

第22条

児童福祉法第59条の2の4に規定する書面はこの約款とし、記載する事項は次の各号に掲げるものとします。

- ・設置者の名称及び所在地、施設の名称及び所在地、管理者の氏名及び住所は第3条に掲げる通りとします。
- ・園児に関して契約している保険の種類、保険事故及び保険金額を下記の通りとします。

保険の種類	保険事故	保険金
賠償責任保険	1事故	3億円

- ・提携している医療機関の名称、所在地及び提携内容

名称：[学芸大学ファミリークリニック]

所在地：東京都目黒区鷹番 3-15-23 アヴァン GAKUGEI ビル 2 階

提携内容：月極保育利用園児に対する、年 2 回の健康診断の往診他

名称：[もんでん歯科クリニック]

所在地：東京都目黒区鷹番 3-19-10 とうどうビル 2 階

提携内容：月極保育利用園児に対する、年 1 回の歯科健康診断の往診他

- ・利用者からの苦情を受け付ける担当職員の氏名及び連絡先

苦情受付担当：飯山 古都美 / 高橋 美里

苦情解決担当：小野 聡子

連絡先：03-6412-8332

【秘密情報及び個人情報の保護】

第 2 3 条

園は、保育サービスの提供に関連して知り得た利用者の秘密情報を第三者に開示又は漏洩しないものとします。

ただし、裁判所の発する令状、児童福祉法第 59 条に基づく報告の要求その他法令に基づき開示する場合にはこの限りではありません。

第 2 4 条

利用者は、園が知り得た利用者の個人情報のうち次の各号に掲げるものについて、園が当該各号に掲げるその利用(第三者への提供を含む)の目的(以下「利用目的」という)の達成に必要な範囲内で取扱うことに同意するものとします。

- ・利用者との間において保育サービスの提供に伴い必要となる運用業務、料金等の請求、与信管理、料金等の変更及び保育サービスの変更、中止又は停止に係る通知をするため、利用者等の氏名、電子メールアドレス、電話番号、ファックス番号、会社名、部門名、住所、性別、生年月日、契約情報(契約の種類、申込日、契約日、その他の保育サービス契約の内容に関する情報をいう)、及び料金等の情報等を利用すること

- ・保育サービスの提供として、保育サービスの提供とともに、その他保育サービスの提供との関連において、利用者からの 請求、問合せおよび苦情に対する対応又は連絡をするため、利用者等の氏名、住所、電話番号、ファックス番号、電子メールアドレス及び料金等の情報等を利用すること

- ・保育幼児の生命、身体等の保護を目的とし、提携医療機関等において保育幼児を受診させるため、利用者等の氏名、住所、電話番号、ファックス番号、健康保険証に記載する情報等を利用すること

【児童虐待防止のための措置】

第 2 5 条

園は、利用する子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとします。

【委任】

第26条

本約款に定めるもののほか、本約款及び保育業務の遂行のために必要な事項は、園が別に定めることができるものとします。

【協議事項】

第27条

本約款に定めのない事項又はその解釈に疑義が生じた場合は、その都度、園及び利用者は、民法その他の法律に基づき、誠実に協議することにより解決するものとします。

【準拠法】

第28条

この約款は、日本国の法令に準拠するものとします。

第29条

園と利用者との間における一切の訴訟については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

この約款は、平成29年4月1日から施行するものとします。

改定：令和5年2月1日

改定：令和5年10月16日